

受診者の権利と責務について

当協会は、受診者の皆様との相互協力関係を築き、良質な医療サービス（人間ドック、健康診断、各種検査等）を提供するために、受診者の皆様の権利と責務について次のとおりとします。

- 1 良質な医療サービスを公平公正に受ける権利があります。
- 2 個人の人格、価値観を尊重される権利があります。
- 3 自らの意思で健診内容等を自ら決定する権利があります。
- 4 健診内容・検査方法・費用等や結果について十分な説明と情報提供を受ける権利があります。
- 5 健診等に関する個人情報やプライバシーが保護される権利があります。
- 6 ご自身の健康状態に関する情報をできるだけ正確に伝えていただく責務があります。
- 7 ご自身及び他の受診者の方が医療サービスを円滑に行えるように、当協会の規則を守っていただく責務があります。

令和7年6月1日

公益財団法人宮崎県健康づくり協会